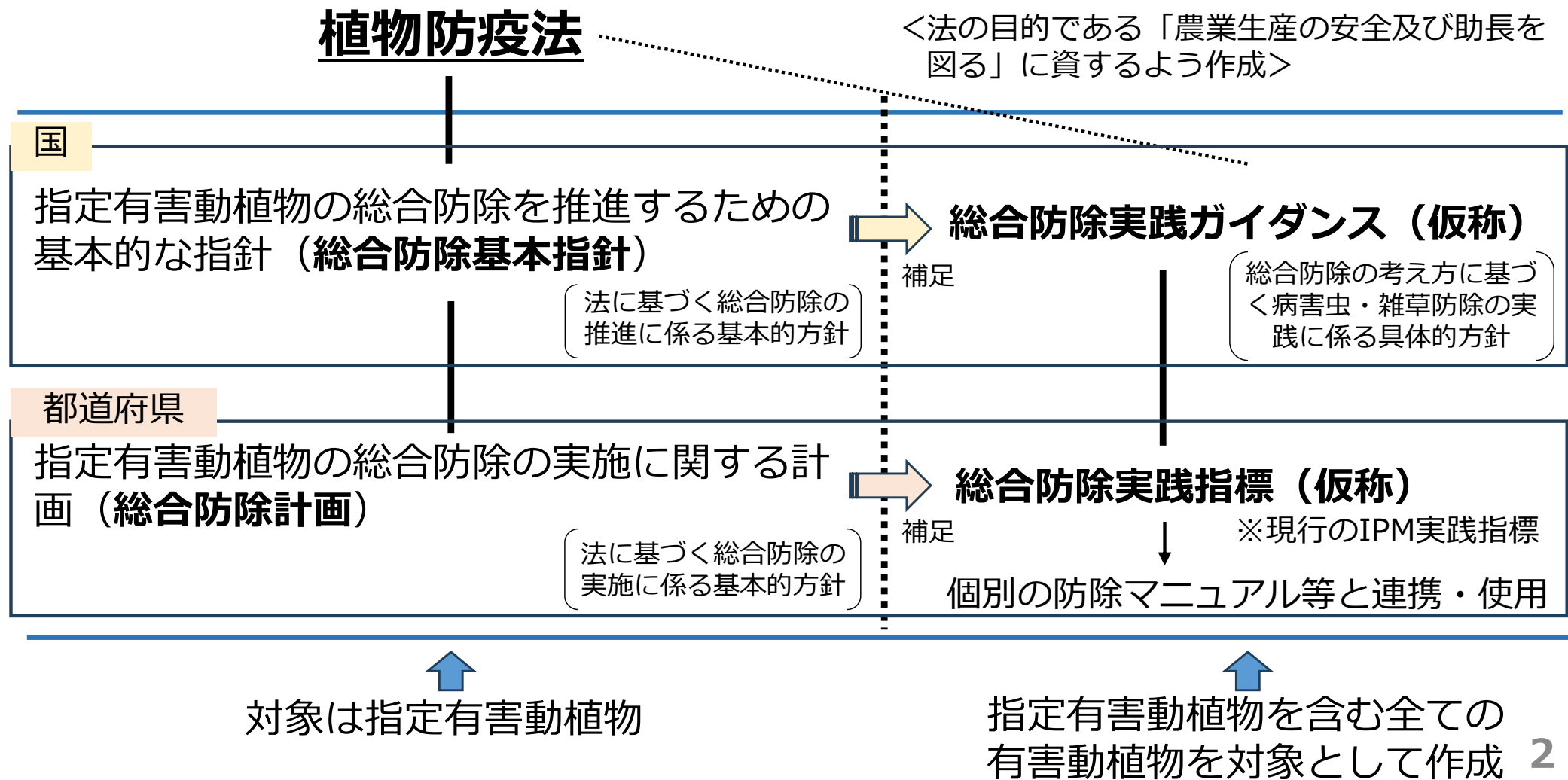


第1回検討会で委員からいただいた意見に対する考え方

(1) 植物防疫法、総合防除基本指針、総合防除計画等との関係

○改正植物防疫法及び総合防除基本指針の下に総合防除実践ガイドンス（仮称）を設置することについて、指針に即して都道府県が策定する総合防除計画とIPM実践指標の棲み分けについて、どのように考えるのか。

（第1回検討会で藤森委員から意見）



(2) 「防除」の用語の使い方

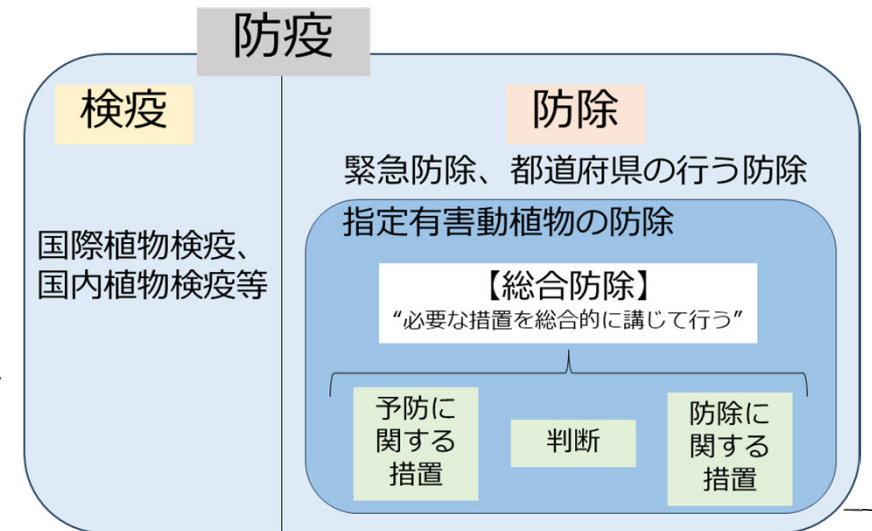
- 「防除」という言葉の使い方について、農薬散布に係る「防除」としての使い方と、“予防”・“判断”を含めた総合防除全体での「防除」としての使い方が区別されていないのではないか。

(第1回検討会で長坂委員から意見)

■用語「防除」の考え方

- ・植物防疫法では、
 - －有害動植物の伝播まん延を予防し、駆除又は根絶するための全ての措置を「防疫」と位置付け、
 - －「検疫」（国際植物検疫・国内植物検疫等）及び「防除」（緊急防除、指定有害動植物の防除、都道府県が行う防除）に区分。

※参考「逐条解説 植物防疫法」



(定義)

第22条

2 この章で「総合防除」とは、有害動物又は有害植物の防除のうち、その発生及び増加の抑制並びに「予防に関する措置」を実施これが発生した場合における駆除及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために「防除に関する措置」を実施防除に関する措置の要否及びその実施時期を適切に「判断」必要な措置を総合的に講じて行うものをいう。

- －「防除」は、有害動植物の発生及び増加の抑制、駆除、まん延の防止に資する行為を広く示す表現として使用されている。

- 結論 防除に関する措置のうち農薬散布を指す場合は、「農薬の使用」等の表現を用いることとする。

(農薬使用の目的には、発生及び増加の抑制と、駆除及びまん延の防止の両方が存在) 3

(3) 総合防除における「予防」に関する考え方

- 農薬に関して、病虫害・雑草の発生を確認してから使用するだけでなく、病害に対する感染前（発病前）の予防的な散布や、経験則等に従った水稻栽培での箱粒剤や、苗定植時の粒剤の施用等がある。農薬使用について、総合防除における“予防”か“防除”か、考え方の整理が必要ではないか。

（第1回検討会で複数の委員から意見）

- 整理の方向性（案）：農業生産現場において病虫害・雑草の発生及び増加を抑制することを目的に実施される措置は、総合防除を構成する「予防」の段階に含める。

【考え方】

1. 前提として、総合防除を構成する骨格は、生産現場での基本的な農作業の流れに鑑みて、
 - －「予防」（病虫害・雑草の発生及び増加の抑制のために行う予防に関する措置の実施）
 - －「判断」（防除に関する措置の要否及びその実施時期の適切な判断）
 - －「防除」（防除が必要と判断された場合に、病虫害・雑草の駆除又はまん延を防止するために行う防除に関する措置の実施）

の3つの段階とする。

＜総合防除基本指針＞

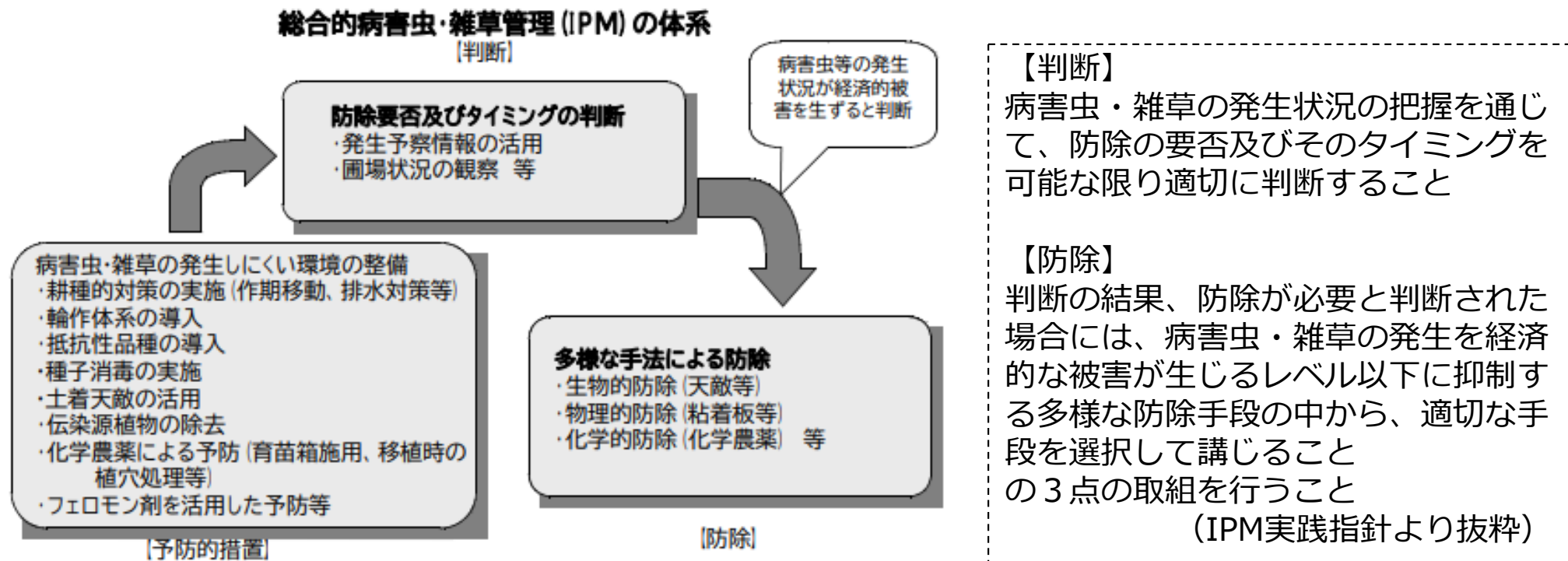
※総合防除を法に位置付ける際に、①上記の各段階を組み合わせる一つの体系として行うこと、②各段階において、地域の実情等に応じて、利用可能なあらゆる選択肢の中から、経済性を考慮しつつ、適時に適切な方法を選択して組合せること、の2つの方向に鑑みて「総合」と表現。

2. 植物防疫法における“発生の予防”の考え方、現行の総合的病虫害・雑草管理（IPM）実践指針における整理を踏まえ、病虫害・雑草の発生を確認（栽培中の状況判断から行う予見を除く。）することなく、その発生及び増加の抑制を図るために農薬（生物農薬を含む。）を使用する場合であっても、原則として総合防除の基本骨格をなす「予防」の段階に該当する措置と整理する。

(3) 総合防除における「予防」に関する考え方

■総合的病害虫・雑草管理 (IPM) 実践指針における整理

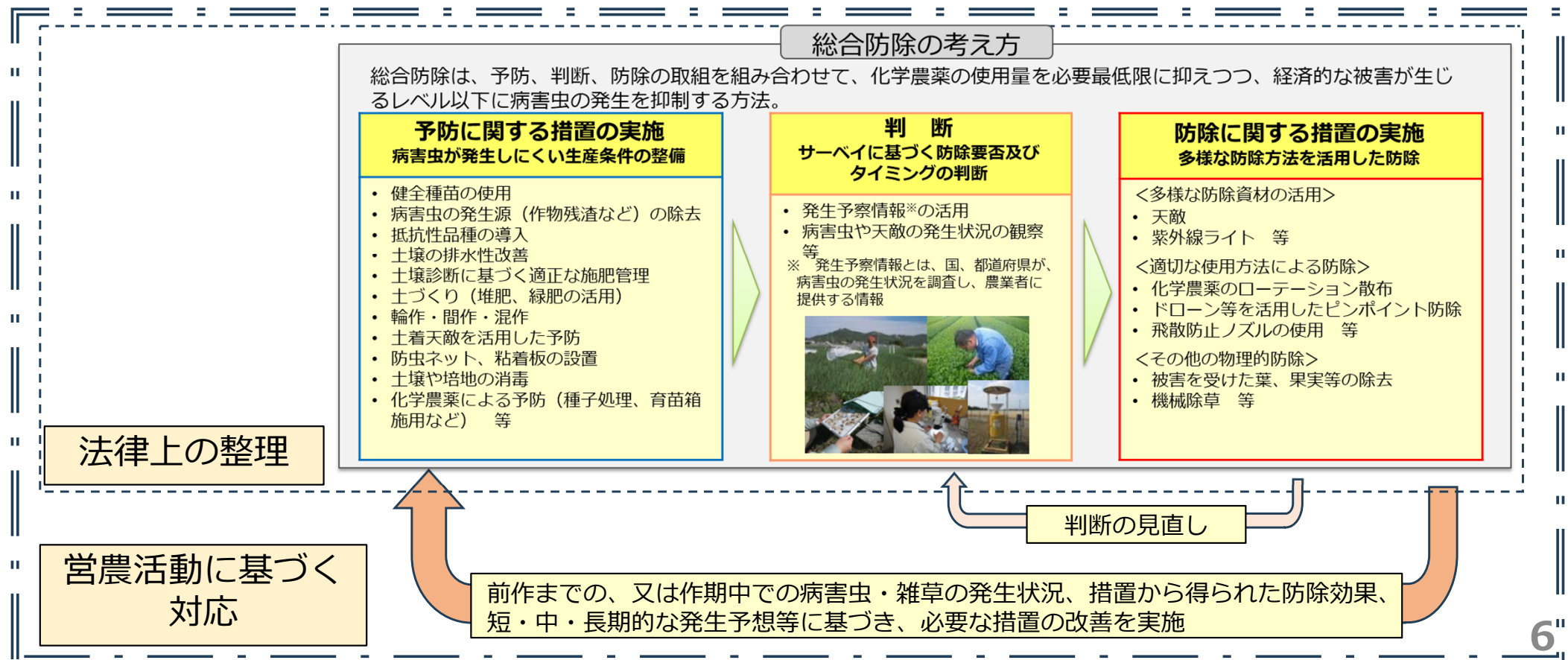
- 現行のIPM実践指針においても、化学農薬による予防（育苗箱施用、移植時の粒剤処理等）、フェロモン剤の利用について、「予防的措置」として整理。
- IPMの体系図の考え方においては、「予防的措置」について、“輪作、抵抗性品種の導入や土着天敵等の生態系が有する機能を可能な限り活用すること等により、病害虫・雑草の発生しにくい環境を整えること”と整理。



※IPM実践指針策定にあたっては、「体系図については、予防と防除は一方通行ではないはず。」（平成17年1月26日、第2回検討会議事概要より）との意見が示されていた。この点については、具体的な推進方策として示すIPM実践指標の活用において、自らの取組を確認及び評価することが重要と整理。

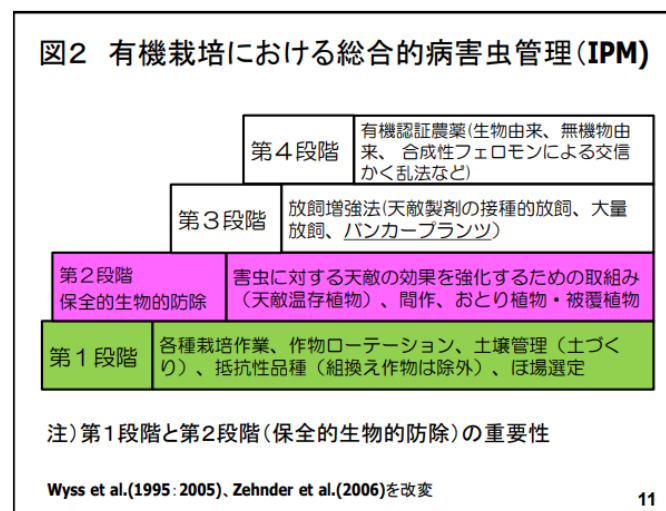
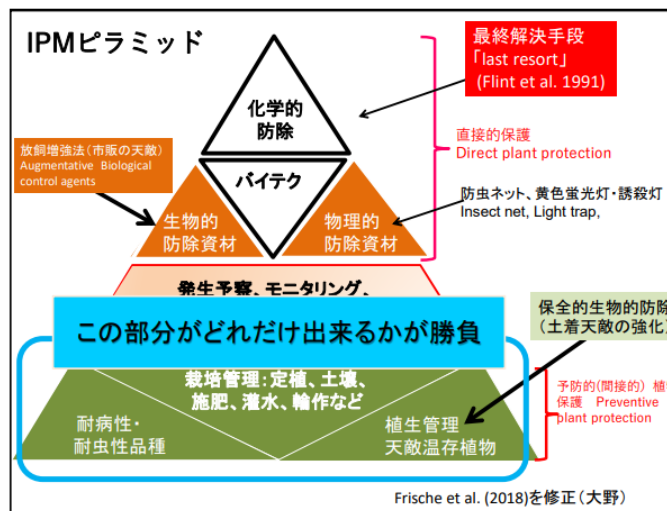
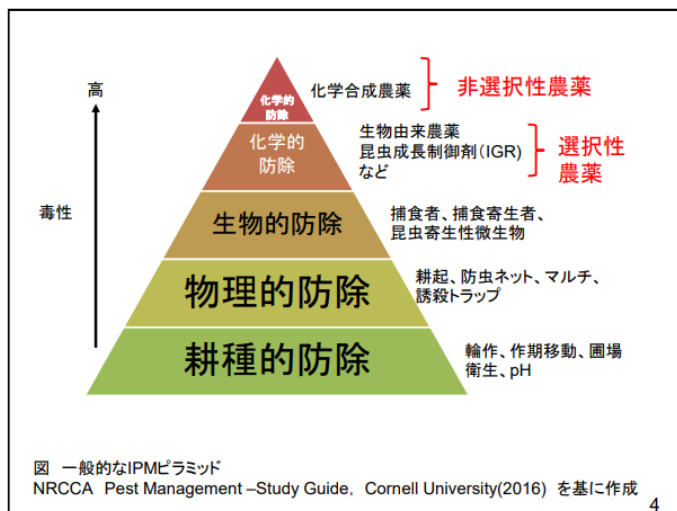
(4) 今後の総合防除の在り方

- 営農活動においては、普及指導員等による防除指導・新たな技術導入を中心として、
 - ① 前作までの、又は作期中における病虫害・雑草の発生状況、
 - ② 防除に関する措置から得られた防除効果、
 - ③ 各地域における短・中・長期的な病虫害・雑草の発生予想や気象予報
 等に基づき、経済性を考慮しつつ、適時適切な病虫害・雑草防除に必要な措置の改善が図られる。
- このため、「予防」・「判断」・「防除」の3つの段階を基本としつつも、その方向性は一方的ではないこと、経験則や前作の状況、又は作期中の発生予察情報等に基づく判断を前提として、病虫害・雑草の発生及び増加又はまん延が予見される場合における措置の実施（農薬使用を含む）について、総合防除実践ガイドンス（仮称）の中に考え方を具体的に示すこととしてはどうか。



(参考) 文献等により提唱されているIPMの階層図

■ 総合防除全国キャラバン（令和6年8月2日開催）、大野委員提供資料より抜粋



■ 50年近く推奨されてきた理想的IPM（左）と、現実の病害虫管理（右）とのギャップ（Hokkanen, 2015より抜粋）

